

退職互助特別会員制度について

一般財団法人岡山県教育職員互助組合

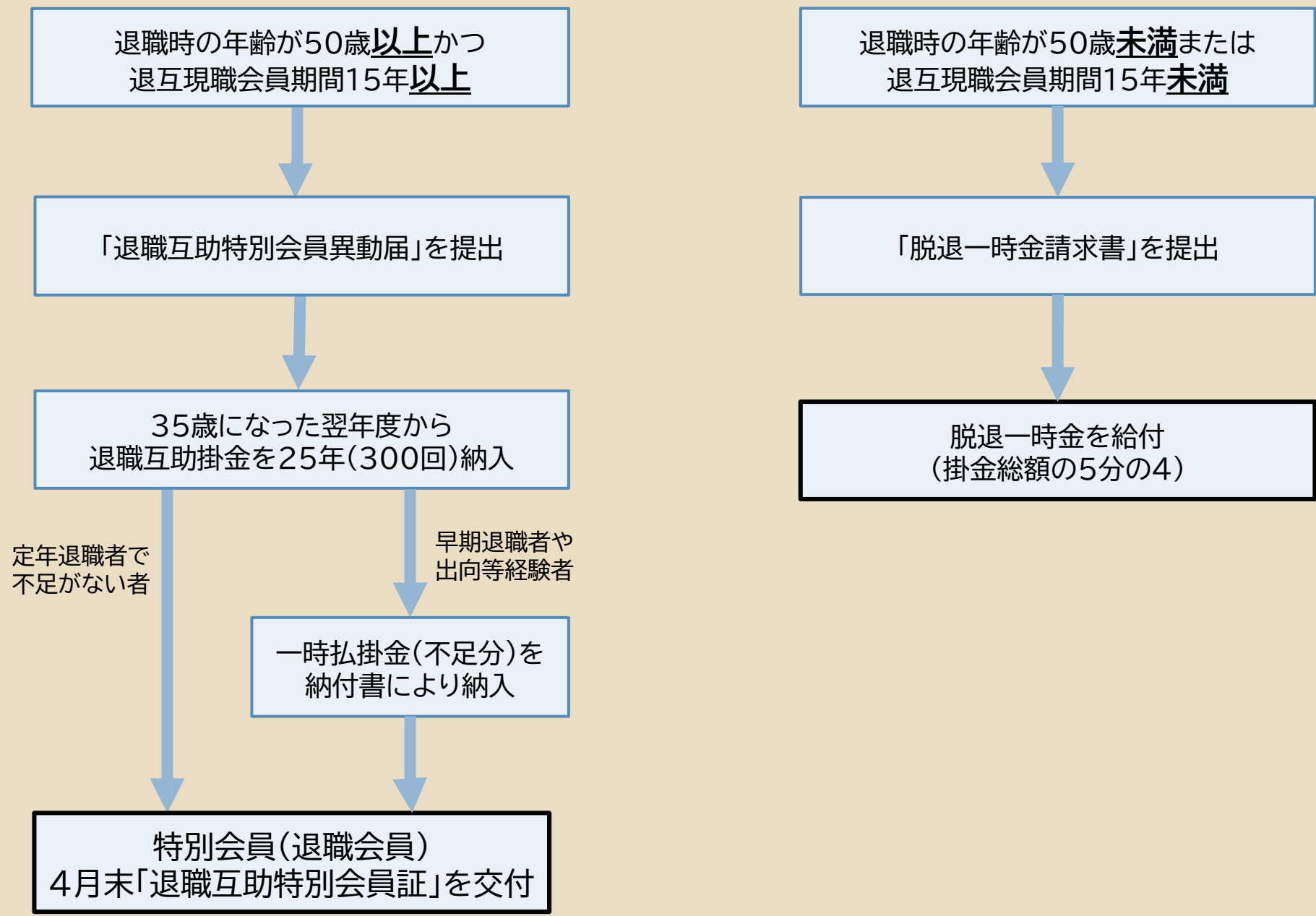
互助組合退職互助特別会員制度について

互助組合退職互助は、主に会員の退職後の福利厚生を図ることを目的とした制度です。

正規採用職員の互助組合会員（任期の定めのない常勤職員）が35歳になった翌年度の4月1日から任意で退職互助の現職会員に加入でき、退職するまでに退職互助掛金を300回（年12回×25年）納めていただくことにより、退職後、特別会員（退職会員）となり、生涯に渡って医療給付や厚生事業を受けることができます。

ただし、特別会員となるためには、退職時の年齢が50歳以上かつ35歳になった翌年度から15年以上の現職会員期間が必要となります。

退職互助現職会員の退職時の手続きについて



1. 給付事業

1.療養補助金

病気やケガなどにより医療機関等で入院や通院等の診療を受けたとき、請求により給付します。

給付の対象	・給付対象者は特別会員本人のみで、満60歳に達した翌年度4月診療分から生涯にわたり給付を受ける権利あり ・共済組合や国民健康保険等の保険者が負担しない保険診療分の自己負担額 ・診療月から3年
給 付 額	給付の対象となる自己負担額から同一医療機関(通院・入院・歯科・調剤薬局)ごとに「2, 500円」を控除した額の6割 医療費の自己負担額はひと月あたり44, 400円を上限(令和5年度より)
請 求 方 法	・療養補助金請求書と医療機関等の領収書を提出
そ の 他	・給付内容は3年に一回見直す ・組合員は現職の給付制度を適用 ・公立学校共済組合岡山支部の任意継続組合員は自動給付

2.長寿記念品

88歳(米寿)、99歳(白寿)になる年に記念品を贈ります。

3.埋葬料

特別会員が死亡したとき、会員期間に応じて給付します。

2. 厚生事業

会員の福利の向上、親睦を図るため次の事業を行っている。

1.本部事業

文化厚生事業	退職互助会報	年2回(7月・11月)発行
	親睦旅行	特別会員及びその家族等を対象に年2回実施
	教職員美術展	現職会員及び特別会員合同で年1回開催
	囲碁将棋大会	
優待事業	スポーツ施設	スポーツクラブの料金、ボウリング場のゲーム料金の割引
	宿泊施設	全教互指定旅館等の割引
	旅行会社	パック旅行3~5%割引
	その他	レンタカー、買物優待、各種講座、遊園地等の割引

2.支部事業

県内32支部を設置、運営。
支部総会、趣味・教養研修、講演会、研修旅行等の事業を行っている。

7. 互助組合退職互助特別会員制度についてのお問い合わせ先

以上でeラーニングによる説明を終わります。

提出書類については「おかやま教職員福利厚生ネット」→「人事異動について」をご参照ください。

互助組合退職互助特別会員制度についてのお問い合わせは下記までご照会ください。

退職互助班

直通電話 : 086-226-7610

受付時間 : 月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く)の
9:00~12:00, 13:00~17:00

住 所 : 〒700-8570 岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館2F
※岡山県庁舎の工事に伴い、上記住所に一時移転しています。